

野田市立こだま学園の管理に関する年度協定書

野田市（以下「発注者」という。）と社会福祉法人はとふる（以下「受注者」という。）とは、平成31年2月21日に、野田市立こだま学園（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和2年度の業務内容）

第2条 発注者及び受注者は、令和2年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 受注者は、毎月、本業務に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用状況
- (2) 破損及び修繕の実施状況
- (3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること）
- (4) 使用料及び利用料金収入の状況

3 発注者は、受注者から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（保育士等処遇改善事業報告）

第4条 受注者は、保育士等処遇改善事業（以下「本事業」という。）に関する報告書を発注者に引渡したときは、発注者に対して第5条第3項に規定する指定管理料の支払を請求するものとする。

2 本業務における本事業の対象とする職種は、基本協定第24条第1項の表に掲げる職種のうち、保育士、児童指導員、訪問支援員及び相談支援専門員（以下「保育士等」という。）とする。

（令和2年度の指定管理料）

第5条 発注者は、受注者に対して本業務の実施の対価として、金102,687,000円を支払うものとする（「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする）。

2 前項の指定管理料は、前金払いにより年4回に分けて支払うものとし、支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	25,671,750円
7月	25,671,750円
10月	25,671,750円
1月	25,671,750円

3 前2項の規定に関わらず、発注者は、受注者に対して本事業の実施の対価として、別表に定める指定管理料を支払うものとする（「消費税額」は、消費税法第6条1項の規定により非課税とする）。

4 前項の規定による指定管理料の支払の時期は、別表により定める。

5 発注者は、第2項及び第4条第1項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を受注者に支払うものとする。

6 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

（市長が定める賃金の最低額）

第6条 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和2年度の保育士等に係る市長が定める賃金の最低額は1,084円とする。

（個人情報の取扱い）

第7条 受注者は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

発注者 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 野田市船形310番地
社会福祉法人 は一とふる
理事長 小林 公平

別表

支出費目	支出時期	支出基準
保育士等処遇改善事業 (公契約条例分)	実績報告の翌月	別記のとおり

別記

各月の処遇改善加算前の支払賃金(※1)が1,084円未満である保育士等の労働者1人につき、次に示す計算式により計算される額の総額

$(1,084円 - \text{当該労働者の処遇改善加算前の支払賃金(※2)}) \times \text{当該労働者の各月の時間外労働時間を除く労働時間(※3)} + \text{当該労働者の本給付による法定福利費の増額分(※4)}$

※1 支払賃金とは、受注者等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額(小数点以下切捨て)をいう。

※2 当該労働者の処遇改善加算前の支払賃金が1,074円未満の場合は、当該支払賃金は1,074円とする。

※3 当該労働者が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。

※4 当該労働者の処遇改善加算前の支払賃金が1,074円未満の場合は、当該支払賃金を1,074円として算出した場合の法定福利費と、支払賃金を1,084円にした場合の法定福利費の差額とする。